

【発表論文】

19世紀後半における東アジア3国の 不平等条約体制の克服可能性とその限界

韓承勳

(原文は韓国語 翻訳：趙 国)

1 はじめに

日韓中の近代史を一つにリンクするキーワードは不平等条約(Unequal Treaties)である。もちろん、世界史で不平等条約が存在しなかったわけではないが、歴史学界では、19世紀におけるイギリスをはじめとする欧米列強が清国や日本と結んだ、あるいは日本が朝鮮と結んだ条約を特徴づける言葉として不平等条約を規定している。

東アジアで不平等条約を貫徹した国はイギリスである。イギリスは軍事力・経済力に基づいて清国・日本・朝鮮に不平等条約を貫徹した。領事裁判権、関税自主権の喪失、最恵国待遇、開港場の設定などは条約の不平等性を規定する代表的な条項であった。そうした中で、イギリスは最恵国待遇を通して他の欧米列強が清国・日本と締結した条約を均霑した。これは、最恵国待遇を確保した国々も同じであった。結局、イギリスをはじめ欧米列強は、条約の相互参照および均霑の過程を通して清国・日本にほぼ同じ内容の不平等条約を貫徹し、ひいては東アジアを自由貿易が行われる空間として再編することができたのである。このような理由で後代の研究者は、19世紀半ば以後に、東アジアにおける不平等条約体制が成立されたと説明している¹。

¹ John K. Fairbank, "The Creation of the Treaty System," in *The Cambridge History of China. Vol.10. Late Ch'ing, 1800-1911. Part I* (New York: Cambridge University Press, 1978). 李炳天「開港と不平等条約体制の形成」『経済史学』8、経済史学会、1984)。 Peter Duus, Ramon H. Meyers, and Mark R. Peattie (eds.), *The Japanese Informal Empire in China, 1895-1937* (New Jersey, Princeton University Press, 1989). 金基赫、「開港と朝鮮国際政治」『韓国

これまでの研究は、東アジア3国が不平等条約体制に編入された事実には同意するが、韓国・日本・中国いずれも自国史中心の観点から不平等条約を理解している。韓国の場合、1910年の日本の植民地支配が始まる出発点として不平等条約を認識する傾向がある。中国においても、列強による半植民地化の決定的な起源として不平等条約が強調されてきた。しかしながら、日本の場合、1894年にイギリスとの条約改正を達成し、欧米列強との不平等条約を漸次乗り越え、帝国主義列強に合流する側面が強調されている。2000年代以後は、条約の不平等性および外部への侵略性を強調するより、朝鮮・日本・清国の内部における政治社会的な変化に注目することによって不平等条約の研究の外延が拡大されることもあった²。

先行研究では、「東アジア不平等条約体制」の観点を認めながらも、「東アジア」を一つの条約空間として理解する観点を欠いている。朝鮮・日本・清国が条約の不平等性を共有していたという歴史的な経験を重視するより、個々の国家が締結した不平等条約に注目した研究が行われがちであった。つまり、東アジア3国が「不平等条約」ではなく、「不平等条約体制」を認識し、その認識を共有しながら政策化していく過程に関する研究は十分に行われていない。

実は、東アジア3国が不平等条約を締結したとの認識を共有した事例は、東アジア3国の交渉過程から確認できる。日本と清国とは、1871年、「日清修好条規」を締結する際、欧米列強が貫徹した不平等条約の内容を排除しようとした。朝鮮は、日本との1876年の「日朝修好条規」を改正するための朝鮮修信使を派遣したが、1880年、修信使として東京に着いた金弘集は、駐日清国公使であった何如璋より、東アジアで貫徹された条約の不平等性について教えられ、さらに朝鮮がこれを踏襲しないよ

史市民講座』7、一潮閣、1990；稲生田太郎、『東アジアにおける不平等条約体制と近代日本』岩田書院、1995。

² Dong Wang, *China's Unequal Treaties: Narrating National History* (Lanham, MD: Lexington Books, 2008). Michael R. Auslin, *Negotiating with Imperialism: The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy* (Cambridge: Harvard University Press, 2009). 五百旗頭薫、『条約改正史—法権回復への展望とナショナリズム—』有斐閣、2010。酒井裕美『開港期朝鮮の戦略的外交、1882~1884』大阪大学出版会、2016。李穂枝『朝鮮の対日外交戦略 - 日清戦争前夜 1876-1893 -』法政大学出版局、2016。박현진「조일상호평화협약 체결 - 제6관 제8관을 중심으로」『동사학』63, 동서각 2016. 박현진「1883년 조일상호평화협약 체결」『역사학』111, 북경사학회 2019. 一方、三谷博は、条約体制が果たして不平等であったのかを、根本的に問いかけている。領事裁判の事例を挙げ、氏は、条約の「不平等」がもつイデオロギー的な性格を示唆する。報告者もまた、三谷の見解に同意するが、韓国・中国におけるイデオロギー的な発現は、日本のそれとは異なるのであろう。これについては、日韓中の比較史的な研究が必要である（三谷博「東アジアの国際秩序と条約体制—近世から近代へ」『東アジア近代史』13、2010）。

うとの忠告を受けた。

それでは、朝鮮・日本・清国が、このように条約の不平等性を共有した事例は何を意味しているのか。1880年代前半の東アジア3国における、条約の不平等性を共有する過程で、不平等条約とその体制の変化の可能性が模索されたのではないのだろうか。

本報告は、1880年代前半における、東アジア3国の不平等条約の克服可能性を検討し、その可能性が持つ現代的な意義を考察することを目的とする。具体的には、1880年、朝鮮の対欧米門戸開放政策に焦点をしばって述べていきたい³。

2 1880年修信使金弘集と駐日清国外交官との出会い:

不平等条約体制の克服可能性の模索

1880年5月、朝鮮政府は金弘集を修信使に任命する。これは、「江華島条約」の改正を通して対日貿易における無関税規定と米穀輸出による弊害を解決するためであった。だが、金弘集は、江華島条約の改正の達成には至らなかった。日本外務省は、金弘集が条約交渉に関する全権がないことを取り上げ、交渉自体を拒否したからである。ところで、日本との交渉が渋滞になった7月中旬ころより、金弘集が数度にわたって訪れたところがあった⁴。駐日清国公使館であった。そこで彼は、清国公使何如璋より近代的な課税制度について教えられた。何如璋は、関税政策の基本的な三つの原則を以下のよ

³報告者は、韓国近現代史を専門とするもので、朝鮮とイギリスの外交関係を研究テーマとしている。それ故、日本・中国側の資料を十分に活用することはできないが、あらかじめお断りしたい。ちなみに、国史たちの対話という大会趣旨に相まって、日本史・中国史の専門家が、関連する研究視覚と、それを補う史料を提示してくれれば、先行研究でこれまで注目されてこなかった1880年代前半における東アジア3国の不平等条約の認識について、新たな視座を提示することができると思う。

⁴『修信使日記』巻2,「大清欽使筆談」,1880年7月16日[『金弘集遺稿』고려사편찬위원회 1976; 송광원『개항기 단국사』2000、26頁。以下、「大清欽使筆談」と表記す。脚注の頁は、『개항기』による];一方、金弘集と何如璋・黄遵憲の会談および筆談の具体的な様子については、이현「재차修信使의 활동」『朝鮮策略』의집 『한사학』 25、2006、293-297頁を参照。

うに説明した。第一、国家財政と民生経済との利益のために、関税自主権に即した政策を樹立すること、第二、品目別に輸入関税率を差等適用すること、第三、低率ないし無関税を根拠とする輸出関税率を通して輸出増大を図り、国家経済を活発させるべきこと、などであった⁵。つまり、何如璋は、国家の利益のためには、何よりも関税自主権に立脚した政策樹立が必要であると主張したのである⁶。

金弘集は、関税自主権を喪失した際に生ずる弊害についても、伝聞することができた。その弊害を説明したのは、清国公使館の黄遵憲であった。彼は、協定関税による低率の関税率が、貿易赤字の深刻化、金銀流出による民衆の困窮をもたらし、ひいては民乱のような国家的な危機を招くことを警告した⁷。

何如璋と黄遵憲は、金弘集に対し、朝鮮が関税自主権に立脚した関税政策と税則制定をする必要性を強調した。そうしてこそ、朝鮮が貿易赤字による弊害を防ぎ、国家の安全をはかることができると見たのである。とくに、何如璋は、金弘集の帰国の前に、「もっぱら切に記憶しなければならない」こととして、他国との条約に関税自主権を明文化することを強調した⁸。何如璋は、まだ関税制度について熟知していなかった金弘集に、関税自主権だけは肝に銘じさせたかったのであろう。また、何如璋は、金弘集に条約の不平等性だけでなく、今後、朝鮮が不平等条約を締結しないように、二つの方案についても提言した。第一は、日本の対欧米条約改正の政策を活用することであった⁹。日本政府は、1880年7月、イギリス・フランス・ドイツなどの欧米列強に対して条約改正案を提出した¹⁰。

⁵「大清欽使筆談」 1880年7月21日、26頁。

⁶「大清欽使筆談」 1880年8月2日、35頁。

⁷「大清欽使筆談」 1880年7月21日、27頁。

⁸ 同上。

⁹「大清欽使筆談」 1880年7月18日、27頁。

¹⁰ 日本學術振興會 編『條約改正關係日本外交文書別冊 約改正經緯概要』日本學術振興會、1950、183頁。

条約の主な内容		日本で施行中の条約	欧米列強に提出された日本側の条約 改正案(1880)
税則	輸入関税率	5%	薬品・鉱物・穀物など:5% 金属品・衣服類など:10% 天然油・紙など:15% 家畜類・乳類など:20% 奢侈品・衣類など:25% タバコ・酒類など:30%
	輸出関税率	5%	5%
	免税品		
	税則変更	協定関税	関税自主権の回復
内地通称		禁止	許可
開港場貿易		許可	許可

表1. 日本で施行中である条約内容と1880年に日本政府が提出した条約改正案

日本政府が提出した条約改正案の核心は、輸入関税率を平均12.5%として引き上げる、関税自主権の回復であった。品目別の関税率を差等に課することによって、自国産業の保護と金銀の輸出を防ごうとしたのである。つまり、日本は、関税自主権の回復によって、最終的には貿易赤字を解決しようとした。金弘集は、日本側の交渉担当者である花房義質との会合において、「貴国の条約改正を待っ

て、我国もまた宜しくこれに準ずべし」と通知したこともあった¹¹。

何如璋が教えた第二の秘策は、欧米列強のなか、まず米国との条約を締結することであった。彼は、「近来、日本人が議論し、改正しようとする条約を、米国はすでに許可」したことを金弘集に強調した。続いて彼は、朝鮮が日本の条約改正案をもとに、米国との条約締結のための交渉を進むなら、米国は朝鮮側の条約案を受け入れると見込んだ。さらに、彼は、「朝米条約」を締結すれば、他の国家もその条約に基づいて条約を締結すると楽観した¹²。つまり、何如璋は、朝鮮が日本の条約改正を承認した米国との条約を締結できれば、他の国家もこれに従うことになり、朝鮮は自然、不平等条約を締結しないですむことを明らかにした。

それでは、米国が承認した日本の条約改正はどのようなものであったのか。1878年7月25日、日本と米国とは、条約改正に関する約書、つまり「日米関税改定約書:吉田・エヴァーツ条約」を締結した¹³。その第1条では、日米両国は、日本の開港場で5%の輸入関税率を貫徹した「改税約書」と、日本が自主的に関税および通商に関する規定を定めることを禁止した1858年の「日米修好通商条約」の効力を停止することに合意した。さらに、米国は日本に対して、関税自主権をはじめとする貿易に関する各種の規定を日本側が自主的に制定する権利を保障した¹⁴。

¹¹「大清欽使筆談」 1880年7月21日、27-28頁; 31頁。

¹² 「大清欽使筆談」 1880年7月21日、30頁。

¹³協約の原題目は

“Convention Revising Certain Portion of Existing Commercial Treaties and Future Extending Commercial Intercourse between the United States and Japan”である。条文は、米国議会図書館HPから確認できる。

(<https://www.loc.gov/law/help/us-treaties/bevans/b-jp-ust000009-0377.pdf>)

¹⁴ “1. It is agreed by the high contracting parties that the Tariff Convention, signed at Yedo on the 25th day of June, 1866 or the 13th of the 5th month of the second year of Keio, by the respective representatives of the United States, Great Britain, France and Holland on the one hand, and Japan on the other, together with the schedules of tariff on imports and exports and the bonded warehouse regulations, both of which are attached to the said convention, shall hereby be annulled and become inoperative as between the United States and Japan under the condition expressed in Article X of this present convention; and all such provisions of the treaty of 1858, or the fifth year of Ansei signed at Yedo, as appertain to the regulations of harbors, customs and taxes, as well as the whole of the trade-regulations, which are attached to the said treaty of 1858, or the fifth year of Ansei, shall also cease to operate.

It is further understood and agreed that from the time when this present convention shall take effect, the United States will recognize the exclusive power and right of the Japanese government to adjust the customs tariff and taxes

ところで、第10条では、日本と条約を締結するすべての国家が、第1条で即した協約ないし条約改正に同意する場合のみ、「日米関税改定約書」は効力を持つことになると規定していた。つまり、東アジアの不平等条約体制を構築したイギリスをはじめ、フランス・ロシア・ドイツ・オランダなどが条約改正に同意しない場合、米国と日本との協定は、事実上、死文化したものにほかならなかった。実際に、欧米列強は日本の関税自主権の獲得を認めなかったのが、「日米関税改定約書」は事実上、廃棄されることになった。

それにもかかわらず、1878年の「日米関税改定約書」は、日本の立場からすると、条約改正の一つの段階を踏んだことで意義があり、何如璋の認識のように東アジアにおける条約体制の変化が可能であるという明るい展望を提示したのもであった。「日米関税改定約書」はこのような点で、朝鮮が欧米に対する門戸開放に踏み切る際に、その最初の国家として米国を選ぶ道案内となったのである。

3 1882年の朝鮮の対欧米門戸開放:

相互共有を通じた不平等条約体制の克服のきっかけとして

実は、1880年の金弘集の修信使行以前においても、関税の重要性を認識した人がいた。それは、1874、5年の北京のイギリス領事であったマイヤーズ(W. F. Meyers)に、イギリスの朝鮮に対する砲艦外交(gunboat diplomacy)を建議した呉慶錫である。とくに彼は、貿易赤字による金銀輸出が起こる場合、国内財政が破綻することを警戒した。さらに、彼は通商を通して、朝鮮の富強を達成することができるかと予見した。

朝鮮は、1880年の金弘集の修信使行を起点とし、関税を中心とする近代的な通商関係を具体的に理

and to establish regulations appertaining to foreign commerce in the open ports of Japan.”

解し始めた。金弘集は先ず、将来的に朝鮮が日本との条約改正に際して、相互不平等性が除去された「日清通商章程」を基準とすべきとの意見を提示した¹⁵。1881年、日本についての調査視察団の関種黙と李鏞永は、近代的な関税制度をはじめ、関税自主権を喪失した清国・日本における5%の輸入関税率による経済的な弊害を確認することができた¹⁶。

条約の主な内容		第三次修信使趙秉鎬が作成した条約草案(新修通商章程草案, 1881. 9)	欧米列強に提出した日本側の条約改正案(1880)	清・日本が欧米列強と締結した条約	
税則	輸入関税率	船舶用 : 5% 一般商品 : 10% 奢侈品 : 25% 乳類 : 35%	薬品・鉱物・穀物など : 5% 金属品・衣服類など : 10% 天然油・紙など : 15% 家畜類・乳類 : 20% 奢侈品衣類など : 25% タバコ・酒類など : 30%	5%	
	輸出関税率	5%	5%	5%	
	税則の変更	朝鮮政府が定め、相手国に通告する	関税自主権お回復	協定関税	

表2. 「新修通商章程草案」、1880年の日本の条約改正案、清国・日本で施行中である条約の比較

その結果、朝鮮は1881年、第二次修信使の趙秉鎬を通して、日本政府に朝鮮側の改正案（新修通商章程草案）を提出することができた。一方、米国との条約締結の交渉のために天津を訪れた金允植は、李東仁が欧米列強との条約を念頭に置いて作成した条約草案を李鴻章に提示したこともある¹⁷。

¹⁵金弘集、1880「修信使金弘集聞見事件(別單)」(송영환『개항기 1876-1882』2000、75頁)。

¹⁶한호「朝英條約(1883. 11)과 日清通商條約」『한민보』135、2006、225~226頁。

¹⁷現在、李東仁が作成したと言われている草案の全文は確認できていない。ただし、1880年11月に、李が提示した草案を見て、それを略した駐日イギリス代理公使ケネディー(Kennedy)の報告書、1882年2月(旧暦1881年12月)、李の草案を見た李鴻章が評した記録について、金允植が残した『陰晴史』から、その概要のみを確認する

「新修通商章程草案」は、主な輸入品に対する関税率を10%と定めた。つまり、朝鮮は、清国・日本で施行中である5%の輸入関税率を朝鮮においては反映しないことで、清国・日本が被った貿易上の弊害を繰り返さないという意志を意志を表したのである。

1882年5月22日、朝鮮は、米国との条約をはじめ、イギリス（1882年6月6日）、ドイツ（1882年6月30日）と次々に条約を締結した。朝鮮がイギリス、ドイツと締結した条約は、事実上、「朝米修好通商条約（以下、朝米条約）」と同様なものであった。輸入関税率の規定¹⁸も同じであり、米国・イギリス・ドイツは朝鮮の関税自主権を認めた。1880年、何如璋が金弘集に示した楽観的な内容、すなわち、他の国家も「朝米条約」に基づいて条約を締結することになるという予想が当たったともいえる。朝鮮は、「日米条約」を通して、清国・日本がイギリスをはじめとする欧米列強によって強要された条約の不平等性を排除する機会を確保した。

これは、「朝米条約」を仲裁した清国においても機会になった。李鴻章は、天津で米国の全権大使シューフェルト(R. W. Shufeldt)とともに「朝米条約」の締結を仲裁していたが、その際、朝鮮の関税自主権と10%、30%の輸入関税率などを条約草案に明文化することによって、朝鮮に不平等な内容を排除しようとした。その意図については、1880年末に、何如璋が李鴻章に送った「再上李伯相論朝鮮通商書」が注目に値する¹⁹。そこで何如璋は、清国が朝鮮と欧米列強との条約締結を仲裁する場合、五つの利益を図ることができると述べた。そのうちの四番目は、領事裁判権の消滅であり、五番目は、清国が欧米列強と締結した不平等条約を改正することができることであった。つまり、清国は、自国における条約の不平等な内容を改正するための根拠として、「朝米条約」の締結を重視し、その締結過程から朝鮮に不平等な内容を排除したのである。

ことができる。Kennedy to Granville, Tôkiô, November 21, 1880(Received January 3, 1881), Very Confidential. No.179, FO 46/258; 宋炳基「金允植 鶴章의保定 天津會談(上) : 조약(1882)을 둘러싸고」『東方學志』44, 1984, 184~185頁。

¹⁸日用品の輸入関税率を10%以下、奢侈品（タバコ・酒など）の雄入管税率を30%以下として規定。

¹⁹송병기「駐日清國公使 何如璋 의 「主持朝鮮外交議」 에 대하여」『동양학』11, 1981, 228頁。

4 むすびにかえて

1880年代前半、東アジアでは不平等条約体制の改正可能性が何時よりも高かった。「朝米条約」は、条約の不平等な内容を排除、あるいは改正しようとした朝鮮・清国・日本の希望が直接・間接的に反映された結果であった。しかしながら、イギリスが東アジアで施行中だった条約の内容を集約して反映した「第二次朝英修好通商条約(1883) (以下、第二次朝英条約)」を、朝鮮に対して貫徹することによって、東アジアの不平等条約体制はさらに強化されていく。

東アジアにおいて不平等条約体制が強固になる過程には、さまざまな糸口があった。壬午軍乱から始まる、朝鮮をめぐる日清間の葛藤の高調、清国の朝鮮に対する属邦化政策の強化とそれによる「朝清商民水陸貿易章程(1882)」の貫徹、朝鮮の関税自主権を否定した「朝日通商章程(1883)」の締結などがそれに当たる。

それだけではない。米国は条約の批准以前から最恵国待遇条項を根拠として、「朝米条約」を改正することを目指し、「第二次朝英条約」の均霑によりその目的を達成した。高宗と明成皇后閔氏は、朝鮮の関税自主権を否定し、主な商品に対する輸入関税を10%から7.5%まで下げたイギリスの全権大使パークス(H. S. Parkes)の条約案を承認した。その理由は、清国の政治的な干渉を排除するためであった。つまり、各国の利害関係が複雑に絡み合いながら、朝鮮の対欧米の門戸開放の過程から出された東アジアの不平等条約体制の克服可能性は、漸次消えていくことになったのである。

だからこそ、1880年代前半、瞬く間に登場して記憶から消えてしまったこれらの事件を、「不平等条約体制の克服可能性」という観点から眺望するのは、無意味な事のように見えるかもしれない。それにもかかわらず、報告者がそれを提起した理由は、以下の通りである。物足りない内容であるが、参加者の皆さんと一緒に考えていきたい。

第一は、東アジア3国の競争と葛藤の近現代史の裏に隠された多様な様子、とくに共存と共栄の空間として東アジアを作り上げようとした努力、あるいはその端緒を見つかることができるという希望があるからである。第二は、韓国・日本・中国の歴史学者たちが、デジタル・アーカイブス(Digital

Archives)を通して相互共感と疎通の記録を共有して、本日の歴史葛藤を少しずつ治癒する可能性を模索するためである。

本報告は、東アジア3国の西洋認識を明らかにする作業の一環として企画された。そのなか、不平等条約に関しては、帝国主義国家の侵略という観点が根強いであろう。そうであれば、東アジア3国のみならず、イギリスをはじめ欧米圏の多様なデジタル・アーカイブスを共有することができれば、「不平等条約」が持つ欧米の「侵略的な構図」のなかに隠れた、和解と平和に向けていた事例があるのではないか。否、事例を見つけるのは可能であろうか。それを見つけるのを期待し、その期待感を共有するのをお願いながら、本報告をまとめた。